

水戸市消防局告示第 11 号

水戸市開発行為に係る消防水利設置指導要項を次のように定める。

令和 8 年 3 月 11 日

水戸市消防局長 大 信 成 人

水戸市開発行為に係る消防水利設置指導要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、開発行為に伴い設置する消防水利に関する基準等について、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号。以下「水利基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為をいう。
- (2) 消防水利 水利基準第 2 条第 2 項第 1 号の消火栓及び同項第 3 号の防火水槽をいう。
- (3) 開発事業者 開発行為を行う者をいう。
- (4) 開発区域 都市計画法第 4 条第 13 項に規定する開発区域をいう。
- (5) 公設消防水利 市が維持管理を行う消防水利をいう。
- (6) 中高層建築物 地階を除く階が 4 以上又は地盤面からの高さが 12 メートル以上の建築物をいう。

(消防水利の設置基準)

第 3 条 開発事業者は、開発区域の全域が既設の公設消防水利による有効な範囲と消防局長が認めるものでないときは、次の各号に掲げる開発区域の面積に応じ、当該各号に定める消防水利を設置するものとする。

- (1) 1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満 消火栓又は防火水槽
- (2) 3,000 平方メートル以上 防火水槽

2 前項の規定により設置する消防水利は、消防自動車（水戸市消防機械器具管理規程（平成 3 年水戸市消防本部訓令甲第 7 号）別表第 1 に掲げる消防自動車をいう。）がおおむね 2 メートル以内に接近して取水又は吸水をすることができるものであり、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 市外に設置するもの
- (2) 開発区域に隣接する河川等の対岸に設置するもの（架橋により容易に取水できる場合を除く。）
- (3) 主要幹線道路、鉄道等を挟んだ位置に設置するもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、容易に取水ができないと消防局長が認める位置に設置するもの

3 第 1 項の規定は、次の各号に掲げる開発行為には適用しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置を目的として行う開発行為
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 1 項又は第 2 項に規定する応急仮設建築物の建築を目的として行う開発行為
- (3) 住宅のみの建築を目的とした開発行為
（防火水槽の標識等）

第 5 条 開発事業者は、防火水槽を設置するときは、当該防火水槽からおおむね 5 メートル以内の場所に当該防火水槽が存することを示す標識及び当該防火水槽からおおむね 5 メートルの範囲内における路面標示の設置をするものとする。ただし、消防局長が標識及び路面標示の設置が困難であると認める場合は、標識又は路面標示のいずれかの設置によることができる。

（はしご自動車活動場所等）

第 6 条 開発区域内に中高層建築物が建築され、又はその建築が予定されている場合は、はしご自動車活動場所（次の各号に掲げる基準を満たし、かつ、当該中高層建築物に係るはしご自動車による活動が行える場所として消防局長が認めるものをいう。）及び当該はしご自動車活動場所にはしご自動車が容易に進入できるよう、隅切りを設けた進入路の確保に努めるものとする。

- (1) はしご自動車の総重量に耐えられる構造であつて、かつ、コンクリート舗装又はアスファルト舗装であること。
- (2) マンホール、グレーチング蓋その他の路面工作物を設置するときは、はしご自動車の総重量に耐えられる構造であること。
- (3) その上空には、はしご自動車の運行及び操作の障害となる工作物が存在しないこと。
- (4) 縦断勾配及び横断勾配は、7 度以下とすること。
- (5) 幅員 6 メートル以上、長さ 12 メートル以上とし、当該中高層建築物からの水平距離が 8 メートル以内で、かつ、当該中高層建築物のドア、窓等で消防隊員が消火活動等の際に容易に当該中高層建築物に入ることができること。ただし、幅員 6 メートル以上の公道があり、消防活動に支障がないと消防局長が認める場合は、この限りではない。

（同意申請）

第 7 条 開発事業者は、消防水利の設置に係る都市計画法第 32 条第 1 項の規定による同意を得ようとするときは、同意申請書（様式第 1 号）により消防局長に申請しなければならない。

（同意書の交付）

第 8 条 消防局長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、同意書（様式第 2 号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（検査）

第 9 条 消防局長が行う消防水利の設置の検査に係る消防水利の種類、時期及び内容は、次の表に掲げるとおりとする。

消防水利の種類	時期	内容
---------	----	----

消火栓	設置完了後	ホースの接続口位置等
防火水槽	防火水槽の防水工事の完了後，埋戻し 前	設置の位置，構造漏水の有 無

2 前項に規定する検査の方法については，消防局長が別に定める。

3 消防局長は，第1項の規定による検査の結果，工事が水利基準どおりに施工されていないとき，又はこの要項に定める事項に適合していないときは補修させるものとする。

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか，必要な事項は，消防局長が別に定める。

付 則

この要項は，公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

水戸市消防局長 様

申請者 住 所

氏 名

同 意 申 請 書

都市計画法第 32 条第 1 項の規定に基づき、下記の公共施設（消防水利施設）について
同意されるよう申請いたします。

記

1 施工地域 名 称 _____

住 所 _____

2 開発面積

_____ m^2

3 消防水利

(1) 防火水槽 (m^3) 基

(2) 消火栓 () 基

4 添付書類

(1) 位置図 部

(2) 配置図 部

(3) 消防水利包含図 部

(4) 設計説明書 部

(5) その他 () 部

様式第 2 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市消防局長

同 意 書

開発行為者の開発行為に係る下記の事業計画については、消防水利の基準に適合しているので、都市計画法第 32 条第 1 項の規定により同意します。

記

1 施工地域

名 称

住 所

2 開発面積

3 消防水利

4 消防水利の位置